

基本方針

○ 障害のある人が誇りをもって人生を歩むことができる地域社会の実現

○ 誰もが社会の一員として包み込まれ、お互いに支えあう地域社会の実現

上記を基本理念として、障害のある人もない人もお互いに尊重し合い、安心して生活できる社会の実現を目指す。

1. 計画の期間：2010年(平成22年)を始期とし、2015年(平成26年)までとする。
(障害福祉計画(第2期)については、平成21年度～平成23年度)
2. 計画の位置づけ
障害者基本法に基づく「奈良県障害者長期計画2005」と障害者自立支援法に基づく「奈良県障害福祉計画(第2期)」を一体として新たに策定し、今後の本県の障害者施策を総合的に推進するもの。

計画の理念と体系

1. 計画の理念

障害のある人の視点に立って「障害のある人の生活の質(QOL)」を高めるため、以下の理念で策定。

- (1) 障害のある人の人生を総合的にサポート
 - ・気になる時から成年期及び老齢期にわたる支援
- (2) 障害のある人の居場所づくり
 - ・障害のある人が暮らしやすい街づくり、居心地のいい居場所づくり
- (3) 障害のある人が地域社会のメンバーとして参加するシステムづくり
 - ・障害のある人が大切な存在として尊重される社会
 - ・社会において重要な役割を担っているという存在

2. 計画の基本的視点

- (1) 「奈良方式」の確立
 - ・障害者の生活、介護等に関する実態調査により把握・分析した本県の課題を解決するため、本県に適した施策を検討・実施
- (2) 県が主導
 - ・実践可能な施策を想定し、県が主導・主体的に実践することで県民・企業に成功例を提示
- (3) 障害種別、地域別に施策を検討
 - ・障害のある人に共通の課題に対応する「基本編」に加え、実態調査の結果から把握される障害種別ごとの課題に対応した施策を充実させるため、新たに「障害種別ごとの取り組み」を創設

- ・地域(圏域)ごとの現状分析を行い、圏域ごとに整備するサービス見込み量等を記載
- (4) 総合的な施策の展開
 - ・福祉と教育及び雇用関係機関の連携並びに精神障害及び重度心身障害等の分野における医療と福祉の連携を推進
 - (5) 社会参加の実現に向けて外部からの協力・連携を推進
 - ・障害者福祉施設と地域資源の活用、障害のある人の社会参加・雇用に向けた官民協力の推進

3. 施策の体系

施策体系 I	中分類	小分類	
障害のある人の生活の質の向上	1 オーダーメイドの個別支援システムの構築	① 個別支援計画に基づく支援システムづくり	
	2 本人と家族を支える相談機能及び福祉サービスの充実	① 自立支援協議会の活性化	
		② 相談支援体制の充実	
		③ 福祉サービスの充実	
	3 特別支援教育の充実	① 地域で共に学ぶための環境整備	
		② 特別支援教育の充実に向けた取り組み	
		③ 進路指導の充実と職場開拓の促進	
		④ 特別支援学校卒業後の自立プログラム	
	4 住まいの確保	① グループホームの質・量の充実	
		② 障害のある人向け住戸の確保	
	5 障害のある人とその家族を支えるレスパイトサービスの充実	① ショートステイ床の確保	
		② 在宅サービスの充実	
		③ レスパイトケアに向けた普及・啓発の促進	
	施策体系 II		
	障害のある人の社会参加と就労の促進	6 企業・地域と障害のある人がつながるシステムづくり	① 障害のある人の社会参加の促進
② 障害のある人の雇用の促進			
③ 障害福祉版アドプトプログラム			
② 「ものづくり」における農工との連携			
7 障害者雇用モデルの確立		① 県主導による障害者雇用モデルの開発・実践	
		② 事業所としての県庁の雇用実践	
		③ 企業による障害者雇用の推進	
		④ 福祉的就労への支援	
8 公的機関による障害者応援システムづくり		① 公的機関の発注拡大	
		② 公共機関・大企業によるインターンシッププログラム	
9 障害のある人の所得の確保		① 各種障害者手当・年金等の充実	

施策体系Ⅲ			
障害のある人の安心の確保	10 障害者医療の充実	①	障害者医療のネットワークの構築による在宅ケアの推進
		②	重症心身障害児(者)への支援の充実
		③	障害者医療の充実と福祉と医療の連携
	11 総合的なバリアフリーの推進	①	ハード・ソフト両面からのバリアフリーの推進
		②	防災・防犯対策の充実
	12 防災・防犯対策の充実	①	防災知識の普及と避難誘導等の支援の確立
		②	防災・防犯体制の向上
		③	コミュニティにおける防災・防犯体制の強化
	13 相互理解の推進と権利擁護	①	相互理解のための広報啓発の推進
		②	国際交流の推進
		③	権利擁護のための施策の充実
		④	事業所・病院等への指導の強化

計画の基本的な考え方

I 障害のある人の生活の質の向上

- ライフステージにより変化するニーズに応じた支援体制の構築
- 障害のある人本意の考えに立った、各種相談支援の総合的な窓口の整備
- 保健・医療・福祉機関が連携し早期発見・早期療育及び個別の教育ニーズに応じた特別支援教育の充実
- 地域住民の理解啓発を図り、グループホームやケアホーム等地域居住の場を確保
公営住宅の整備や民間賃貸住宅の入居に必要な支援を実施
- ショートステイの充実や医療ネットワークの構築等の推進

II 障害のある人の社会参加と就労の促進

- スポーツ、芸術文化活動、生涯学習活動等に主体的に参加していく環境整備
- 就労を通じた社会参加の実現と職業的自立の推進
- 県庁における障害者雇用の充実による働く場の開発や障害者雇用への理解の促進
- 公的機関による優先的な物品や役務調達及び関係機関による障害者応援システムづくり
- 所得保障のため、各種障害者手当や年金等の充実を推進

III 障害のある人の安心の確保

- 保健サービス、医療、リハビリテーション等の実施による安心の確保
- 障害の原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療及びメンタルケアやカウンセリ

ング等の実施

- 社会参加を制約する環境要因を取り除く「総合的なバリアフリー」や「合理的配慮」への取り組みを推進
- 住宅、道路、公共交通機関、公共空間などのバリアフリー化の推進
- 防災・減災知識の普及や緊急通報システムの整備、障害のある人の避難対応のマニュアル作成
お話ファックス（警察への相談等）相談体制の一層の充実
- 地域交流をとおして心のバリアフリー化を進め、互いに尊重し合う社会の実現

基本的な障害者施策の方向

I 基本編

1. 障害のある人の生活の質の向上

- (1) オーダーメイドの個別支援システムの構築
 - ① 個別支援計画に基づく支援システムづくり
- (2) 本人と家族を支える相談機能及び福祉サービスの充実
 - ① 自立支援協議会の活性化
 - ② 相談支援体制の充実
 - ③ 福祉サービスの充実
- (3) 特別支援教育の充実
 - ① 地域で共に学ぶための環境整備
 - ② 特別支援教育の充実に向けた取り組み
 - ③ 進路指導の充実と職場開拓の促進
 - ④ 特別支援学校卒業後の自立プログラム
- (4) 住まいの確保
 - ① グループホームの質・量の充実
 - ② 障害者向け住宅の確保
- (5) 障害のある人を支えるレスパイトサービスの充実
 - ① ショートステイ床の確保
 - ② 在宅サービスの充実
 - ③ レスパイトケアに向けた普及・啓発の促進

2. 障害のある人の社会参加と就労の促進

- (1) 企業・地域と障害のある人がつながるシステムづくり

- ① 障害のある人の社会参加の促進
(チャリティ・手作り市・まつり等の開催・交流)
(アート・スポーツ等フェスティバルの開催・交流)

- ② 障害のある人の雇用の促進
- ③ 障害福祉版アドプトプログラム
- ④ 「ものづくり」における農・工業との連携

(2) 障害者雇用モデルの確立

- ① 県主導による障害者雇用モデルの開発・実践 (アンテナショップの設置・運営)
- ② 事業所としての県庁の雇用実践
- ③ 企業による障害者雇用の推進
- ④ 福祉的就労への支援

(3) 公的機関による障害者応援システムづくり

- ① 公的機関の発注拡大
- ② 公共機関・大企業によるインターンシッププログラム

(4) 障害のある人の所得の確保

- ① 各種障害者手当・年金等の充実に向けた取り組み

3. 障害のある人の安心の確保

(1) 障害者医療の充実

- ① 障害者医療のネットワークの構築による在宅ケアの推進
- ② 重症心身障害児(者)への支援
- ③ 障害者医療の充実と福祉と医療の連携

(2) 総合的なバリアフリーの推進

- ① ハード・ソフト両面からのバリアフリーの推進

(3) 防災・防犯対策の充実

- ① 防災知識の普及と避難誘導等の支援の確立
- ② 防災・防犯体制の向上
- ③ コミュニティにおける防災・防犯体制の強化

(4) 相互理解の推進と権利擁護

- ① 相互理解のための広報啓発の推進
- ② 国際交流の推進
- ③ 権利擁護のための施策の充実
- ④ 事業所・病院等への指導の強化

1. 身体障害のある人に係る施策の充実

身体障害のある人については、さらに視覚・聴覚、肢体不自由、内部障害等といった障害の内容に応じて課題を分析し、施策や支援を実施する。

- ① 「住宅」と「まち」の整備による面的なバリアフリー化の推進
- ② 多様な働き方の創出と賃金水準の向上
- ③ コミュニケーション支援の充実

2. 知的障害のある人に係る施策の充実

知的障害のある人に関しては、家族へのサポート体制を充実させるため、県主導で地域自立支援協議会の活性化に向けた働きかけを行い、市町村の相談支援の質の向上を図る。

- ① 家族のサポート体制の充実
- ② 地域の住まいづくり
- ③ 就労の促進と収入の向上
- ④ 福祉サービスの質・量の充実

3. 精神障害のある人に係る施策の充実

精神障害のある人は、障害特性から地域や社会との関わりが希薄となりがちであることから、相談支援体制の充実と医療機関との連携が重要であり、地域自立支援協議会が中心となって、医療機関を含めたネットワークの構築、相談支援の充実・強化を図り、福祉サービスや社会参加へとつなげていく取り組みを実施する。

- ① 医療機関との連携による相談支援体制の構築
- ② 社会参加と就労の促進

4. 重複障害のある人に係る施策の充実

多様なサービスの実現に向けた社会基盤・社会資源の開発と連携に向けたネットワークづくりが必要。

- ① 重症心身障害児(者)通園事業の充実・強化
- ② ショートステイ床の確保
- ③ 在宅サービスの充実及び医療ケア体制の整備
- ④ レスパイトケアに向けた普及・啓発の促進

5. 発達障害のある人に係る施策の充実

相談支援の充実による早期発見・早期療育の実現とライフステージに応じた途切れることのない支援の実現、そのための関係機関の連携を構築する。

また、障害に関する正しい理解の普及・啓発が必要。

- ① 早期発見・早期療育の実現に向けた体制づくり
- ② 障害への理解に関する普及・啓発

II 障害種別ごとの取り組み

6. 高次脳機能障害がある人に係る施策の充実

障害特性に応じた支援の充実を目指し、必要とする福祉サービスに繋げる体制づくりと制度の整備を図る。

- ① 高次脳機能障害のある人及びその家族に対する支援の強化
- ② 障害に対する正しい理解に向けた普及・啓発
- ③ 関係機関による支援ネットワークの構築

数値目標一覧

- 前期計画の数値目標の他、新たな数値目標についても掲載
- 第2期障害福祉計画に係る数値目標（地域移行及び一般就労等）を併記

圏域の状況

- 障害のある人の生活、介護等に関する実態調査の結果も踏まえ、圏域ごとの現状を分析
- 圏域ごとの現状と課題に対応する施策の方向性については、第6部の障害福祉計画（第2期）における、圏域ごとサービス見込み量とその整備に記載

【実態調査からみる圏域ごとの特徴】

I 奈良圏域

- ・パソコン等情報機器を使用している割合が、他圏域よりも高い。
- ・「近所に頼れる人がいる」割合が他圏域よりも低く、「近所づきあいをほとんどしていない」という割合が比較的高いことから、近所づきあいが少ない傾向にある。
- ・収入や暮らし向きでは、他圏域と比べ特段の違いは見受けられない。
- ・他圏域に比べ、公共交通機関が整っていることから、外出の手段において、「鉄道、バス等の公共交通」を使用する割合と「ほぼ毎日外出する」の割合が高い。
- ・権利侵害の経験をしたことのある方の割合が他圏域よりも高い。

II 西和圏域

- ・住まいは、持ち家の割合が高い。
- ・世帯の収入に関して、他圏域よりも高い傾向が見受けられる。
- ・外出の目的として、「趣味やスポーツをする」と回答する人の割合が他圏域よりも高い。

III 中和圏域

- ・収入及び暮らしぶりに関して、「生活費が不足しがちである」の割合が他圏域よりも高い。
- ・障害程度区分認定を受けている人の割合が他圏域よりも低い。

IV 東和圏域

- ・持ち家率が高い。
- ・平日の日中の居場所として、自宅にいる人のうち、在宅で就労をしている人の割合が他圏域よりも高い。
- ・他圏域よりも、「めったに外出をしない」という人の割合が高い。

V 南和圏域

- ・施設入所の割合が、他圏域よりも高い。
（利用経緯では、公的機関の窓口による紹介の割合が他圏域より高い）
- ・「通院できる範囲に医療機関がないと」答えた割合が他と比べやや高い。
- ・近所づきあいや地域活動への参加は、他圏域よりも比較的活発であり、現在の就労場所の紹介に係る経緯では、ハローワークよりも知人等知り合いの方の割合が高い。
- ・めったに外出しないという人の割合が他圏域よりも高い。

地域生活と就労への支援（障害福祉計画 第2期）

障害者自立支援法第89条に基づく、障害福祉計画（第2期：平成21～23年度）の内容として、地域移行及び就労移行等に関する数値目標並びに障害福祉サービスの見込み量等を記載